

社会福祉法人指導監査結果

- | | |
|------------|--------------------------|
| 1.指導監査実施日時 | 平成25年11月12日（火） |
| 2.法人名称及び住所 | 社会福祉法人 賛幸会
鳥取市服部204-1 |
| 3.実地・書面の別 | 実地検査 |
| 4.監査担当課 | 鳥取市福祉保健部高齢社会課 |
| 5.文書指摘事項 | |

区分	指摘事項	前回監査時 指摘事項
I-2 役員構成等の状況	<p>前回の指摘により、役員報酬の規程（「法人役員の報酬・費用弁償及び慶弔金に関する規程」）が整備され、費用弁償及び慶弔金については支給される金額が規定されているが、役員報酬については、「職務執行の対価として支払われる。」と規定され支給される金額が規定されていない。</p> <p>同規程において、役員報酬の職務執行の対価（支給される金額）について見直しを行い、規程に基づいた報酬の支給を行うこと。</p>	
III-3 会計管理の状況	<p>法人のデイサービスの送迎車輛の買い替えを行っているが、廃車した車輛に関しての資産の管理及び処分の手続きが行われていなかった。</p> <p>貴法人の経理規程に基づき、固定資産管理責任者は、固定資産の保全状況及び異動について所要の記録を行い、固定資産の処分に関しては、事前に理事長の承認を得るようにすること。</p>	
III-3 会計管理の状況	<p>貴法人（特養）が、全国個室ユニット型施設推進協議会鳥取市支部の地域ネットワーク研修会懇親会（平成25年3月2日開催）の経費を負担している事例が見受けられた。本来、この経費は、全国個室ユニット型施設推進協議会が支払うべき経費であり、貴法人が負担すべき経費とは考えられない。</p> <p>平成24年度に処理されている経費については、今年度中に戻入れすること。</p>	
III-3 会計管理の状況	<p>貴法人の資産として医療法人から車輛を譲り受けたということであるが、車輛の名義を貴法人に名義に変更し、固定資産台帳に計上する手続きを経ることなく、貴法人の車輛として使用している実態が見受けられたので、次の点について改善及び報告等を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の資産については、経理規程の「固定資産の管理」の規定に基づいた管理を徹底すること。 ・医療法人から譲り受けたとされる車輛は、いつ誰がどういう経緯で貴法人へ譲ったのか、具体的な内容について報告すること。 ・当該車輛は、平成25年7月18日に廃車されているが、廃車までの使用実態及び廃車に至った経緯の事実確認ができなかったため、その具体的な内容を報告し、事実確認できる関係書類を併せて提出すること。 	
III-3 会計管理の状況	<p>固定資産管理台帳と貸借対照表の国庫補助金等特別積立金の金額が突合しなかったため、内容を確認し、突合するようにすること。</p>	

Ⅲ－３ 会計管理の状況	平成24年度決算において、グループホームの施設長給与が役員報酬に計上されているので、適切に処理を行うこと。	
Ⅲ－３ 会計管理の状況	契約書が作成されていないものが見受けられた。 経理規程第60条第1項の規定に基づき、100万円を超える契約は契約書を作成すること。	
Ⅲ－３ 会計管理の状況	平成24年度のタクシーチケットについて、支出の内容と根拠の事実確認ができなかった。タクシーチケットの利用実態に関する内容を報告し、事実確認できる関係書類を併せて提出すること。 なお、タクシーチケットを使用する場合は、当該チケットの保管・使用等に係る規程を整備した上で、適切に管理・使用すること。	
Ⅲ－３ 会計管理の状況	施設計理区分に計上すべき特別養護老人ホームの施設整備補助金が、本部計理区分に計上されているので、社会福祉法人会計基準第4条及び社会福祉法人会計基準の制定について（課長通知）1（13）により、適切な計理区分で収支計算を行うこと。	
Ⅲ－３ 会計管理の状況	医療法人の広告を貴法人のバス、屋外広告と一緒に載せており、広告掲載代金（看板代金等）の経費を貴法人の経費と一括して医療法人が立替払で支払っているとのことであるが、医療法人に立て替えてもらった経費について、貴法人から医療法人へ返還することなく、医療法人からの寄附金として相殺処理している事例が見受けられた。 社会福祉法人会計基準第5条の規定において、計算書類に記載する金額は、原則として総額表示をもって表示することとなっているので、会計基準に基づいた処理を行うこと。	